

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………一
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………一
- …(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止……………一
- …(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)…一
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定……………二
- …(同)…二
- 家畜伝染病の発生……………四
- …(産業労働局農林水産部食料安全課)…四
- 海岸保全区域の指定……………四
- …(港湾局港湾経営部経営課)…四
- 海岸保全区域の海岸管理者……………六
- …(同)…六
- 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった団体(二件)……………八
- …(同)…八
- 令和四年七月十日執行参議院(東京都選出)議員選挙における候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨……………九
- …(同)…九
- 古物営業法による行政処分についての公開の聴聞……………三

### 公告

- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………三
- …(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)…三
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………三
- …(同)…三

### 告示

- 令和五年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施場所の変更……………三
- …(都市整備局市街地建築部建築企画課)…三
- 開発行為に関する工事完了……………三
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………三
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)…三

#### 東京都告示第七百八十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えていて縦覧に供する。

令和五年六月二十三日

東京都多摩建築指導事務局長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和五年六月九日	狛江市元和泉二丁目三千七百二十三番二十二の二、五五

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和五年六月九日	狛江市元和泉二丁目三千七百二十三番二十二の二、五五

#### 東京都告示第七百八十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年六月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区荒川一丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備えて縦覧に供する。)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

#### 東京都告示第七百八十三号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の二十四第四項の規定に基づく届出があったので、法第二十一条の五の二十五及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第二百二十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

びに同番二十三、三千八百六番二及び同番五の各一部

令和五年六月二十三日

東京都知事 小池 百合子

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
一般社団法人日本運動療育協会	スパーク初台センター	渋谷区代々木4-36-4	令和5年1月31日
株式会社ゆうゆうらふ	ゆうゆうらふアカデミー西新井	足立区関原1-19-6 メゾンセンチュリー202	令和5年3月31日
社会福祉法人ボワすみれ福祉会	ボワ・コンサル	町田市木曽西2-6-12	同日

サービスの種類 放課後等デイサービス

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
ピリード株式会社	放課後デイ Granny江東	江東区東砂2-3-5 104号	令和5年1月31日
特定非営利活動法人こどもラボ	放課後等デイサービス こどもラボ 久が原	大田区久が原6-7-20 2階	令和5年3月31日
株式会社ゆうゆうらふ	ゆうゆうらふアカデミー西新井	足立区関原1-19-6 メゾンセンチュリー202	同日

サービスの種類 保育所等訪問支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人アビュイ	発達相談支援センター CORONOAH	多摩市落合3-17-1、105号	令和5年3月31日

●東京都告示第七百八十四号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、法第二十一条の五の二十五及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第二百二十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年六月二十三日

東京都知事 小池 百合子

## 指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社トリプル・ワーク	トリプル・ワーク	中央区湊1-9-8 2階	令和5年1月1日
IBJファイナンシャルアドバイザー株式会社	アイビージュニア 初台	渋谷区本町2-27-1 一二三薬局ビル2階	同日
社会福祉法人こうほうえん	キッズタウンぱれっと	北区浮間5-13-1	同日
ワールドキッズ株式会社	感覚統合スタジオ ワールドキッズ新宿	新宿区荒木町13-38 HANT四谷2階	令和5年2月1日
株式会社シュクルベベ	ユリシス塾 江東教室	江東区東砂2-3-5-104	同日
医療法人社団千曲会	サルーテ洗足池	大田区上池台2-23-10	同日
一般社団法人光明福祉会	はなまるキッズ鶴川教室	町田市大蔵町1969-1	同日
一般社団法人ION	Basicあいおん	西東京市保谷町3-25-8	同日
LORIMER株式会社	Brighten School Daikanyama	渋谷区鶯谷町4-11 カイホビル1階	令和5年3月1日
NPO法人すくすくはあと	すくすくキッズ第二	東村山市栄町2-11-27	同日
合同会社フェアリエル福祉会	ペリウィンクル町田クラブ	町田市森野2-20-8	同日
株式会社あぶあ	児童発達支援あぶあ	小金井市東町5-24-9 プリジュール103号室	同日
株式会社武蔵学院創育総研	十色広場そういく 村山校	武蔵村山市残堀1-40-1	同日

サービスの種類 放課後等デイサービス

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社トリプル・ワーク	トリプル・ワーク	中央区湊1-9-8 2階	令和5年1月1日
特定非営利活動法人結ぶるーきんちゃんネット	放課後等デイサービス 猿のたまご	台東区今戸2-2-2 PLENDY浅草1階	同日
IBJファイナンシャルアドバイザー株式会社	アイビージュニア 初台	渋谷区本町2-27-1 一二三薬局ビル2階	同日
社会福祉法人こうほうえん	キッズタウンぱれっと	北区浮間5-13-1	同日
ワールドキッズ株式会社	感覚統合スタジオ ワールドキッズ新宿	新宿区荒木町13-38 HANT四谷2階	令和5年2月1日
株式会社太陽	重症心身障害児 放課後等デイサービスいちご	文京区本駒込4-43-1 メゾンYM1階	同日
株式会社シュクルベベ	ユリシス塾 江東教室	江東区東砂2-3-5-104	同日
医療法人社団千曲会	サルーテ洗足池	大田区上池台2-23-10	同日

聖華株式会社	イルカ児童園(池袋教室)	豊島区池袋4-1-7	同日
一般社団法人光明福祉会	はなまるキッズ鶴川教室	町田市大蔵町1969-1	同日
株式会社ふたば	ペビエ下高井戸校	杉並区下高井戸3-29-10	令和5年3月1日
NPO法人すくすくはあと	すくすくキッズ第二	東村山市栄町2-11-27	同日
合同会社フェアリエル福祉会	ペリウィンクル町田クラブ	町田市森野2-20-8	同日
合同会社ウイードム	ナチュラル	日野市栄町2-2-3	同日
株式会社武蔵学院創育総研	十色広場そういく 村山校	武蔵村山市残堀1-40-1	同日

サービスの種類 保育所等訪問支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社Grand Life	児童発達支援 保育所等訪問支援 More	小金井市桜町2-12-31 クレール上水楼III1階101号室	令和5年3月1日

●東京都告示第七百八十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項に基づく届出があつたので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年六月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 家畜伝染病の種類

ヨーネ病

二 家畜の種類

山羊

三 患畜又は疑似患畜の区分

患畜

四 発生頭数

一頭

五 発生場所

羽村市

六 発生年月日

令和五年六月十三日

●東京都告示第七百八十六号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定に基づき、東京港海岸に係る次に掲げる区域を海岸保全区域として指定する。

なお、この関係図書は、東京都港湾局港湾経営部に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 海岸名

(沿岸) 東京湾(海岸) 東京港

(地区海岸) 江東地区(地先海岸) 新砂

二 区域

基点一から基点二十五までを順次直線で結んだ線及び

基点二十五と基点一とを直線で結んだ線により囲まれた

区域

基点一

江東区新木場四丁目新木場緑道公園内の基準点(北緯三十五度三十八分四十二・六七三六秒、東経百三十九度五十分二十七・五四六二秒)から真北三百四十九度四十分十秒千二百十八・九四メートルの地点(北緯三十五度三十九分二十一・五八八四秒、東経百三十九度五十分十八・八五九〇九秒)

基点二

基点一から百八十三度五十八分十五秒百十一・〇九メートルの地点

基点三

基点二から二百六十八度十分〇秒五百三十九・三九メートルの地点

基点四

基点三から二百九十九度三十九分五十九秒百四十二・八九メートルの地点

基点五

基点四から四度五分五十九秒七十九・八〇メートルの地点

基点六

基点五から二百六十三度四十二分五十九秒二百五・三五メートルの地点

基点七

基点六から三百十三度八分三十三秒四十六・九二メートルの地点

基点八

基点七から三百五十七度五十六分〇秒六百三十・〇八メートルの地点

基点九

基点八から三十八度四十九分三十二秒三十三・三五メートルの地点

基点十

基点九から八十五度五分四十六秒百二十九・二一メートルの地点

基点十一

基点十から三百五十四度四十一分十二秒二百十五・九六メートルの地点

基点十二

基点十一から二百四十二度五十五分九秒百三十七・二六メートルの地点

基点十三

基点十二から一度十七分十五秒三十四・〇九メートルの地点

基点十四

基点十三から六十二度五十五分八秒百八十一・五〇メートルの地点

基点十五

基点十四から百七十四度四十一分十六秒三百十六・五六メートルの地点

基点十六

基点十五から二百六十五度五十分四十八秒百四十六・八七メートルの地点

基点十七

基点十六から百七十七度五十六分〇秒五百八十三・八六メートルの地点

基点十八

基点十七から百三十三度九分三秒三・三一メートルの地点

基点十九

基点十八から八十三度四十二分五十九秒二百五十七・五八メートルの地点

基点二十

基点十九から百八十四度六分〇秒百一・五八メートルの地点

基点二十一

基点二十から百十九度三十九分五十九秒八十三・六〇メートルの地点

基点二十二

基点二十一から八十八度十分〇秒四百六十二・三三メートルの地点

基点二十三

基点二十二から三度五十八分十四秒九十七・七六メートルの地点

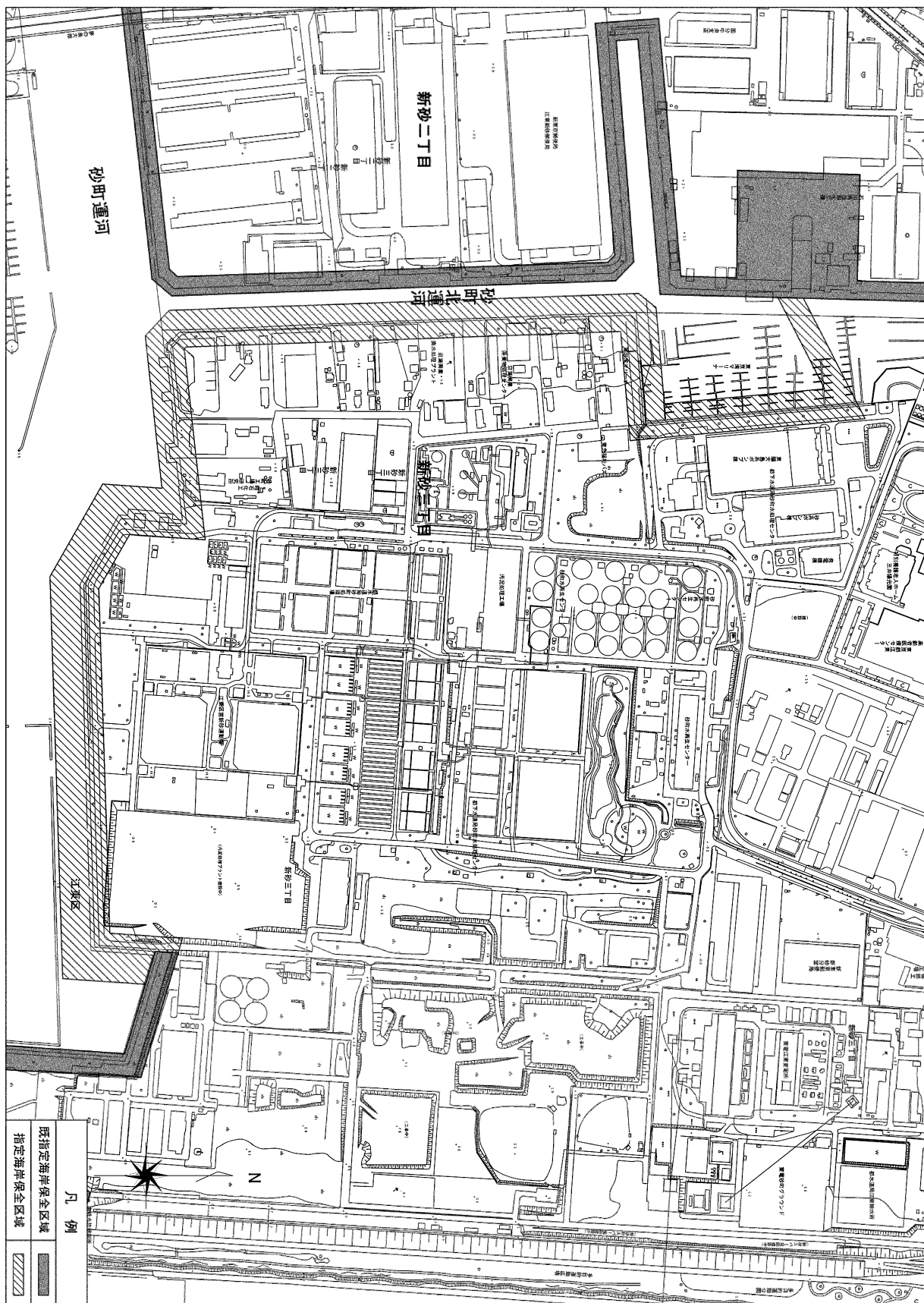
基点二十四

基点二十三から百六度三十九分三十七秒二十・一九メートルの地点

基点二十五

基点二十四から百八十三度二十四分五十五秒三十三・八二メートルの地点

海岸保全区域略図 次図のとおり



海岸保全区域略図

●東京都告示第七百八十七号

令和五年東京都告示第七百八十六号により指定した東京港海岸保全区域の一部について、海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)第五条第四項に規定する協議が成立したので、同条第八項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年六月二十三日

東京都知事 小池 百合子

一 海岸管理者 東京港港湾管理者の長

二 区域

基点一から基点十一までを順次直線で結んだ線及び基点十一と基点一とを直線で結んだ線により囲まれた区域

基点一

江東区新木場四丁目新木場緑道公園内の基準点(北緯三十五度三十八分四十二・六七三六秒、東経百三十九度五十分二十七・五四六二秒)から真北三百二十九度十三分三十五秒二千三百三十七・八五メートルの地点(北緯三十五度三十九分四十二・二七八六四秒、東経百三十九度四十九分四十四・〇五八九九秒)

基点二

基点一から三百五十七度五十五分五十六秒十七・八五メートルの地点

基点三

基点二から八十五度二十分十六秒七十七・八九メートルの地点

基点四

基点三から三百五十六度四十一分十五秒六・一八メートルの地点

基点五

基点四から二百八十五度四十五分四十三秒七十四・五九メートルの地点

基点六

基点五から八十五度五分四十六秒九十二・三七メートルの地点

基点七

基点六から三百五十四度四十一分十二秒二百十五・九六メートルの地点

基点八

基点七から二百四十二度五十五分十秒百十七・七三メートルの地点

基点九

基点八から三百五十七度五十六分五秒三十三・一一メートルの地点

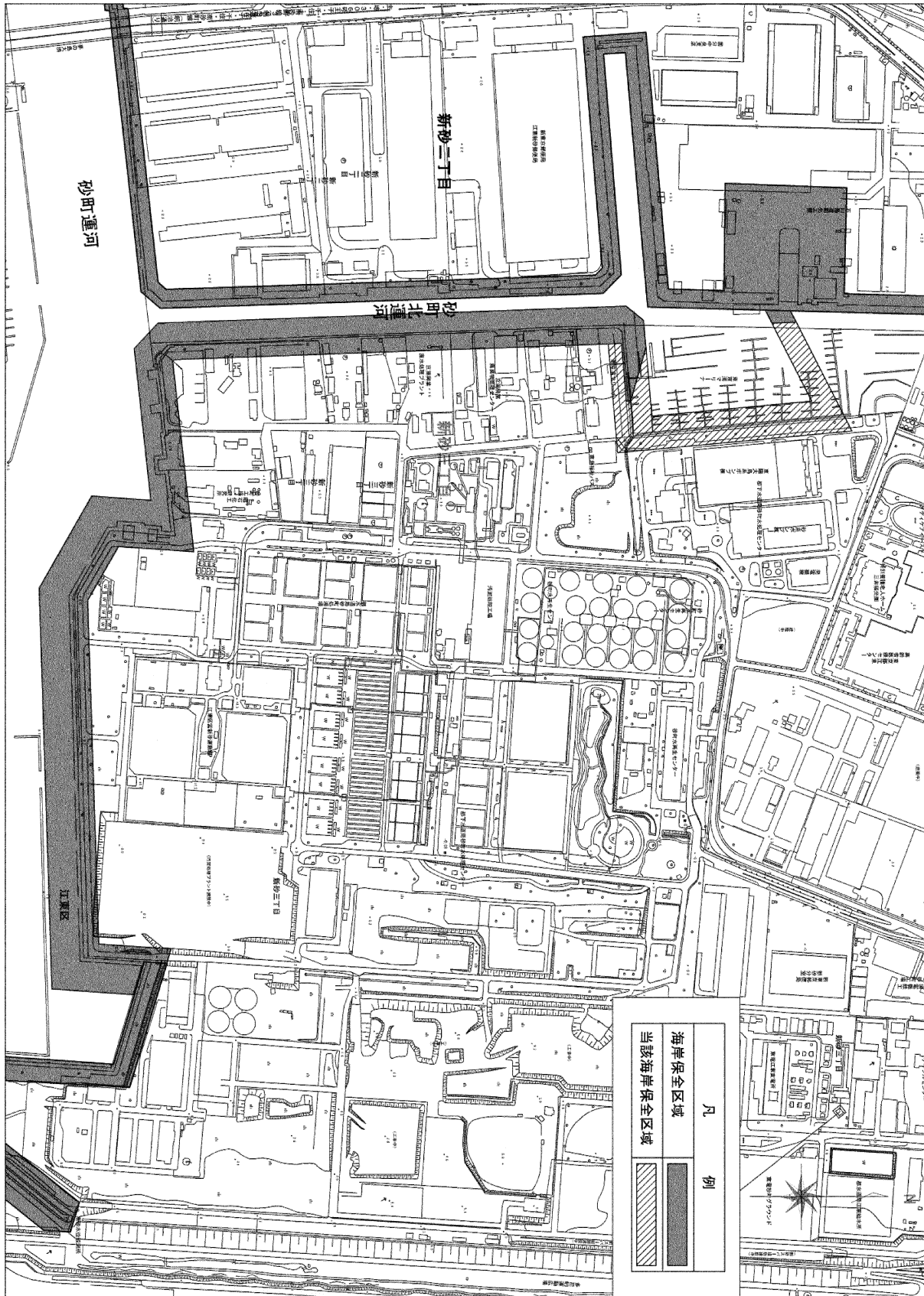
基点十

基点九から六十二度五十五分八秒百六十四・一七メートルの地点

基点十一

基点十から百七十四度四十一分十六秒三百十六・五六メートルの地点

海岸保全区域略図 次図のとおり



海岸保全区域略図